

2019 年度後期総会特別議事について

2019 年 4 月に公立大学法人大阪が発足し、8 月に法人より新大学基本構想が発表されるなどされ、今後府市大統合が本格化すると予想されています。大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会中央執行委員会は、今までは主に大阪府立大学学生団体連絡会議の強化事業に取り組んでまいりましたが、今後他キャンパス・他大学との関係を強化し、府市大統合への体制をさらに整えるため、今回後期自治委員会総会に特別議事を提出します。円滑な府市大統合を迎えるためにも、是非とも 2019 年度後期自治委員会総会にご出席の上、本提議にご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

① 大阪府立大学学生自治会連合の設置

現在、大阪府立大学には、二つの学生自治会（大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会、羽曳野学生自治会）がございます。現状、大阪府立大学中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会だけでは、大阪府立大学全体の意見をまとめて、要望書を作ることができないと考えました。そこで、府市大統合に備え、学生に不利益が出ないように新上部組織を設置しようと考えています。本来であれば、併合や吸収が望ましいですが、両団体ともそのような体力がない状態にあり、財務の観点からも好ましくないと判断し、規約・財務の統合を行わず成立しうる方法を模索した結果このような形になりました。

② 大阪府立大学・大阪市立大学統合対策学生委員会設置案

この計画については、現在、大阪市立大学側での意思決定が十分でないため、設置には難航しそうですが、将来の設置に向け事前に承認をいただくものであります。

現状、府市大統合において、両大学全体での意思決定ができる学生団体統轄組織は存在しません。それゆえ、卒業生の意見に比べ、現在在籍している学生の意見がまったくもって取り上げられない状況にあります。このような状況は、両大学の学生に不利益を与えていると考えております。そのため、当委員会を設置し、府市大統合への学生意見の発信力を高めようと考えています。

～資料～

大阪府立大学自治会連合規約案

第一条（名称）

本会の名称は、「大阪府立大学自治会連合（以下、本会）」とする。

第二条（本部）

本部は、中百舌鳥が教養キャンパスのため、中百舌鳥を本部とする。

第三条（目的）

本会は、これまで大阪府立大学全体的話を両自治会がはばかれ、また、自治会の公式見解に全学生の意見を反映できていないのでないかという課題を解決すべく設置する。故に、本会は、中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会並びに羽曳野自治会による大阪府立大学の学生の自治会として決定事項を行う最高意思決定機関とする。

第四条（構成）

本会は、中百舌鳥・りんくうキャンパス学生自治会並びに羽曳野自治会による大阪府立大学の学生の自治会として決定事項を行う最高意思決定機関であるが、両自治会の規約における最高意思決定機関の決定と食い違う場合には、数にて決する。役職は、会長・副会長・会計長・会計次長・広報長・広報次長とし、会長は一名とし中百舌鳥・りんくうキャンパスの委員長が、副会長は二名とし中百舌鳥・りんくうキャンパスの副委員長並びに羽曳野自治会委員長が、会計長は会計が大きい自治会の会計が、会計次長はもう一つの自治会の会計が、広報長は羽曳野副委員長が、広報次長はりんくう総括が担うものとする。

第五条（規約）

両自治会の規約に従うものとする。

第六条（任期）

任期は、本部の中央執行委員会交代時とする。

大阪府立大学・大阪市立大学統合対策学生委員会規約案

*ただし、こちらは、十分に協議が進み切っていない関係上、現状での案となります。

第一章 総則

第一条（名称・本部）

本委員会の名称を「大阪府立大学・大阪市立大学統合対策学生委員会（以下、本委員会）」とする。

第二条（目的・活動）

本委員会の目的は、『両大学の学生と共により良い新大学の学生生活環境を実現する』とする。

上記の目標を達成するため、学生各位、関係各位と協力して行うものとする。

また、上記の目標を達成するために、以下の活動を中心に行う。

- ① 府市大統合後の学生団体のシステム決定並びに課外活動全般に関する決定を推進する。
- ② 府市大統合に関する学生の要望を取りまとめ、一定期間ごとに両大学の学生の意見とし要望書を提出する。
- ③ 統合後の学生団体システムの積立金を管理、運用する。

第三条（本部・事務局）

本委員会は、現時点で、両大学の本部といえるキャンパスを保有していないため、両大学への公平な視点を保つため本部を有さない。

ただし、両大学に事務局を設置し、大阪府立大学側には中百舌鳥キャンパス内に、大阪市大学側には杉本キャンパス内に設置する。

第四条（構成員）

本委員会は、大阪府立大学と大阪市立大学に在籍する、院生を除いた全学生（以下、会員）をもって構成する。

第五条（機関）

第二条を達成するために以下の機関を設ける。

1. 常設最高意思決定機関：大阪府立大学・大阪市立大学合同学生理事会
2. 非常設最高意思決定機関：大阪府立大学・大阪市立大学合同対策学生委員会総会
3. 執行機関：事務総局
大阪府立大学学生団体連絡会議 大阪市立大学四者連絡協議会及び学生自治組織

第二章 大阪府立大学・大阪市立大学合同学生理事会

第六条（目的・権限）

大阪府立大学・大阪市立大学合同学生理事会（以下、理事会）は、本委員会の常設最高意思決定機関である。両大学の全学生から決議をとるのは、困難を極める上、即応状態に無ければならない現情勢下において、極めて総会は、不適切であると考え、学生団体を全学生の代表者と見なし、決議をとるものとする。

第七条（構成）

理事会の役職は、両大学から公平に出すものとし、理事長（理事長のみ1名）、副理事長（2名：大阪府立大学学生団体連絡会議・大阪市立大学学生自治団体の関係者）、理事（事務総長、事務次長を含める）で構成し、この理事会の人数比は出身大学が半分ずつになるようにする。

第八条（任命権・任期）

大阪府立大学学生団体連絡会議・大阪市立大学四者連絡協議会の任命にて設置する。

任期は、一年とし、交代に関しては、各団体の任期期間に従うものとする。

第九条（理事会条件）

1. 原則、理事会は、半年に一度とする。
2. 招集は、本委員会理事長の名において行うものとする。
3. 理事会メンバーまたは事務総局による招集要請があれば、直ちに緊急理事会を招集しなければならない。
4. 理事会のリコールは、事務総局、大阪府立大学学生団体連絡会議決議・大阪市立大学四者連絡協議会決議、総会決議にて行われる。
5. 理事会決議は、出席過半数で決する。

第三章 大阪府立大学・大阪市立大学統合対策学生委員会総会

第十条（目的・開催基準）

大阪府立大学・大阪市立大学統合対策学生委員会総会（以下、総会）は、本委員会の非常設最高意思決定機関である。総会は、全学生の生活の根幹に関わる問題など学生生活において最重要課題などに直面した際、理事会のみでは責任を負いきれないと、又は、学生が判断した場合のみ開催するものである。

第十一条（議長権）

議長は、理事長が取り仕切ることとする。

第十二条（総会条件）

- 1.) 本委員会理事長または本委員会事務総長または会員総数の 1/20 以上の要求があったときのみ実施するものである。
- 2.) 総会の開催定数は、会員の 1/8 以上の出席で成立するものとし、委任状は参加者の 1/3 を有効数として見なす。
- 3.) 総会の決議と理事会の決議に食い違いが発生した場合、総会の決議を上位とする。

第四章 事務総局

第十三条（目的）

執行機関つまり両大学の学生の意見方針を理事会でまとめたものを両大学が齟齬無く実行できるように実務段階調整機関として、事務総局を設置する。

第十四条（構成）

事務総局の役職は、事務総長（理事長とは違う大学側で 1 名）、事務次長（両大学 1 名ずつ計 2 名）の最低 3 名にて構成される。ただし、必要に応じて事務官を設置できるものとする。

第十五条（任命権）

理事会の任命により、設置される。

第十六条（実動機関指揮権）

大阪府立大学学生団体連絡会議・大阪市立大学四者連絡協議会は、事務総局の傘下に入る。

第五章 罰則

第十七条（罰則）

本会議は構成団体が本規則に違反した場合、または、学生団体の品位を損なう行動をとった場合、当該団体に対して議長の名において注意、警告を与える。それでも改善されない場合は、理事会に基づく議決により、本会議における発言権、議決権を停止する。ただし、法律に抵触した場合は活動停止並びに即日解体とする。